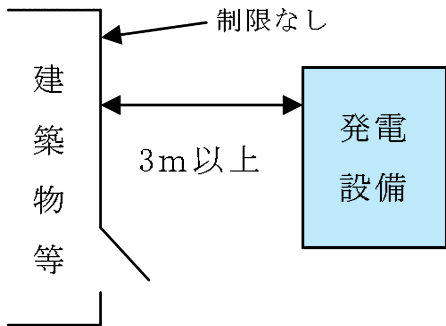
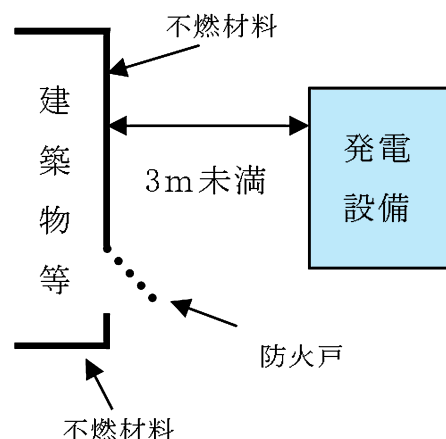
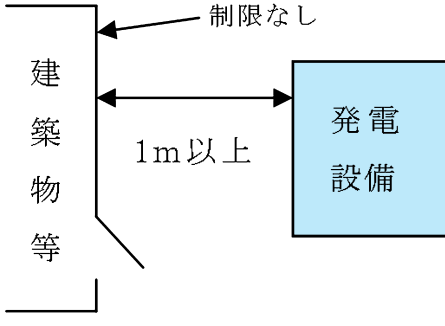


自家発電ミニナール ⑤

Q1 防災用の自家発電設備を設置する際の設置場所について、消防法令ではどのような条件を定めていますか。

A1 消防法令では、次の表のとおり設置場所の条件を定めています。

・設置場所の条件(消防法施行規則第12条第1項第4号イ)

種別	自家発電設備 (キュービクル式以外のもの)	キュービクル式自家発電設備 (注1)
屋内	不燃専用室(注2)	不燃材料で区画された発電設備室
屋外・耐火構造の屋上	<p>次の①又は②による。</p> <p>① 建築物等から3m以上の距離</p>  <p>② 建築物等が不燃材料で造られ、開口部に防火戸が設けられている場合は、建築物等から3m未満の距離でも可</p> 	<p>制限なし</p> 

注1 キュービクル式自家発電設備とは、消防庁告示第1号(自家発電設備の基準)に定めるキュービクル式自家発電設備の構造及び性能の基準に適合するものをいう。キュービクル式はそれ自体、耐火・耐熱性能を有する構造で、専用の設置場所の確保が困難な場合に採用される。

注2 不燃専用室とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井で区画され、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の部屋をいう。

Q2

設置場所の条件のほか、防災用発電設備を設置する際、消防法令上、留意すべき点がありましたら教えてください。

A2

消防法令では設置場所のほかに、次の関係法令等により、次表に掲げる保有距離（離隔距離）を有して設置することが義務づけられています。

- ・消防法施行規則第12条第1項第4号ロ
- ・平成14年消防予第282号「消防用設備等の試験基準の全部改正について」

保有距離

(単位：m)

保有距離の確保が必要な機器等の部分	機器名	操作面（前面）	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				変電設備又は蓄電池設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル	キュービクル以外のもの	
	キュービクル式のもの	1.0	0.6	0.2	0	/	/					0	1.0	1.0
	自家発電装置	/	/	/	/	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2	0	1.0	/	(1) 3.0
	制御装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/							
	燃料タンク・原動機	/	/	/	/	/	(2) 0.6	/	/	/	/			

注 (1) 3m未満の範囲を不燃材料とし、開口部を防火戸等とした場合は、3m未満にできる。

(2) 予熱する方式の原動機にあつては2.0mとすること。ただし、燃料タンクと原動機との間に不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。

備考 表中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。